

浜松市立小中学校発達支援教育指導員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、軽度発達障害等により教育的支援を必要としている子どもの教育の充実を図るため浜松市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）の発達支援教室設置校に配置する浜松市立小中学校発達支援教育指導員（以下「指導員」という。）の設置について必要な事項を定める。

(職務)

第2条 指導員の職務は、学校の発達支援教室における、特別な教育的支援を必要とする児童又は生徒への学習や生活の指導とする。

(任用)

第3条 指導員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第2項の規定に基づき、学校教育についての知識経験を有する者のうち、有資格者及びその他これらに準ずる者のうちから、浜松市教育委員会（以下「委員会」という。）が任用する。

(配置の方法)

第4条 指導員は、委員会が定めた配置計画により発達支援教室設置校に配置する。

(配置の見直し)

第5条 委員会は、児童又は生徒の障害の程度その他当該発達学級又は普通学級の実情を調査し、指導員の配置を見直すものとする。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。